

安全・安心な貸切バスを選びましょう

～利用者が安心できる貸切バスのガイドライン～

[1] 貸切バス事業者の選定に関する留意点

(1) 事業許可

地方運輸局長又は沖縄総合事務局長から「一般貸切旅客自動車運送事業」の許可が必要です。

(2) 営業区域

輸送の安全を確保する為に、発地及び着地のいずれかが事業者の営業区域内であることとなっています。

(3) 輸送の安全性等を判断するうえで参考となる情報

- ① 国土交通省の行政処分情報⇒国土交通省ホームページにて確認できます。
- ② 任意保険の加入状況⇒貸切バス事業者は自賠責保険に加え、対人無制限、対物 200 万円以上の任意保険の加入が義務化されています。
- ③ 貸切バス事業者安全性評価制度⇒公益社団法人日本バス協会が、安全性や安全の確保に向けた取組等を点数化して評価し、☆の数で認定・公表しています。 ※日本バス協会ホームページにて認定事業者を閲覧できます。

[2] 安全に配慮した無理のない旅行行程作成のための留意点

行程は利用者の希望が第一ですが、運行速度、運転者の運転時間や休憩等に配慮が必要です。

- ① 予定走行距離 ② 見込まれる運行速度 ③ 運転時間・休憩時間等
- ④ 運転者の休憩場所、駐車場の確保 ⑤ 交替運転者の確保(長距離、長時間運行の場合)

[3] 運送契約に関する留意点

(1) 運送約款の内容の確認

- ① 運送申込み⇒契約を結ぶ者の氏名、連絡先、乗車申込人員、車種別の車両数、配車の日時、場所、行程等
- ② 運賃及び料金⇒バス事業者が地方運輸局へ届出た運賃・料金で契約することが必要です。

(2) 事故・故障等緊急時の対応について

契約責任者の緊急連絡先は運送申込書に記載し、貸切バス事業者の緊急連絡先は運送引受書に記載すること。

貸切バスの運賃・料金事前届出違反に対する処分基準が改定されます。

一般貸切旅客自動車運送事業に対する違反事項ごとの行政処分基準(抜粋)

適用条項：道路運送法第9条の2第1項 運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反
：道路運送法第10条 運賃・料金の割戻しの禁止違反

初違反 20日車の車両使用停止 再違反 40日車の車両使用停止(平成26年10月1日施行)

一般社団法人 佐賀県バス・タクシー協会

お問い合わせ先

貸切バスの 新たな運賃・ 料金制度

平成24年4月に発生した高速ツアーバス事故等により、貸切バス市場の現状について問題の深刻化が浮き彫りになりました。

このため、国土交通省では、貸切バスの安全性向上を図る取り組みの一環として、貸切バスの運賃制度を抜本的に見直し、安全と労働環境改善コストを反映した、合理的でわかりやすい時間・キロ併用制運賃が平成26年4月より実施されました。

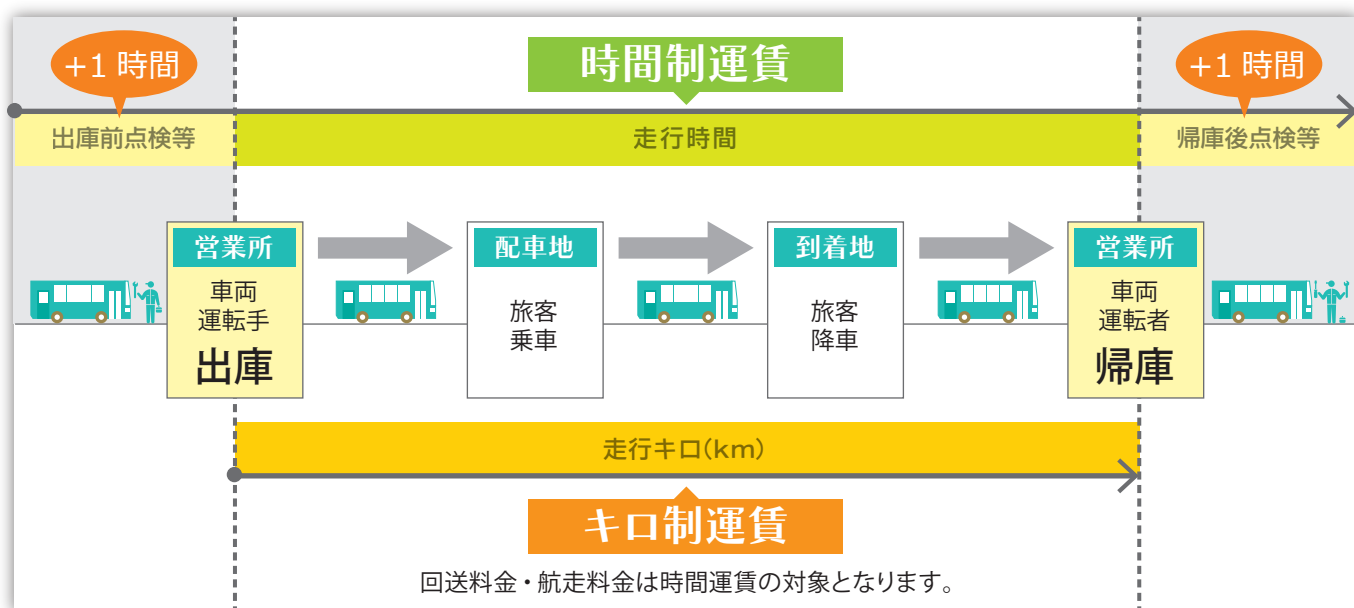
貸切バス事業者は、各運輸局等が公示した運賃・料金で届出を行う場合、公示運賃の上限額と下限額の幅の中で運賃を決定いたします。下限額以下の運賃で運行すると、届出運賃違反として行政処分となると共に、その貸切バス事業者は安全が確保されていない可能性があります。

貸切バス事業者
からの
お知らせです

貸切バスにかかる金額は **運賃** + **料金** + **実費** により決定します。

運賃は「時間制運賃」と「キロ制運賃」の合算です

時間制運賃 + キロ制運賃 = 運賃



時間制運賃について

現行の最低運賃(3時間)を維持しつつ、出庫前及び帰庫後の点検等の2時間分を全ての運行に加算し、1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

※2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合

宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の2時間を点検等の時間とし、加算。

※フェリーを利用した場合

フェリー乗船中も時間運賃とし、8時間を上限として加算。(超える場合は休憩時間)

キロ制運賃について

走行キロ(出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。)に1kmあたりの運賃額を乗じた額とする。

3時間以内の運行の場合(最低運賃)
(3時間 + 2時間) × 時間単価 + キロ制運賃

平成26年4月からの公示運賃 (九州運輸局)

	車種	上限額	下限額
時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	6,910円	4,790円
	中型車	5,830円	4,040円
	小型車	5,010円	3,470円
キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	150円	100円
	中型車	130円	90円
	小型車	110円	80円

●料金には3つの種類があります

① 交替運転者配置料金

交替運転者を配置する場合に適用する。

② 深夜早朝運行料金

深夜 22時～早朝 5時の間に点検等の時間及び走行する時間に適用する。

③ 特殊車両割増料金

標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両に適用する。

料金		上限額	下限額
交替運転者配置料金	キロ制料金 (1kmあたり)	10円	10円
	時間制料金 (1時間あたり)	2,700円	1,870円
深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割以内		
特殊車両割増料金	運賃の5割以内		

●運送以外の経費は実費になります

旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。

[例] ガイド料・有料道路利用料・駐車料・乗務員宿泊料 など

運送申込者との契約の際に交付する「運送引受書」に料金や実費の内容を記載する欄があります。

●引受書の交付、保存が義務づけられました

運送を引き受ける際は運送引受書による書面取引が義務化されました。

旅行業者をはじめとする「発注者」と「貸切バス事業者」間の取引内容の明確化

法令に違反する内容での契約や運行の確認の明確化。

- 旅行業者・貸切バス事業者の自己確認
- 監査等による事後確認

下記事項をよくお読み下さい

運送申込者による、著しい運賃や料金の値下げ等の安全を阻害する行為等を疑われる場合の対応について

I. 旅行業者に対する措置

貸切バス事業者が、届出運賃違反で行政処分を受け、安全阻害行為に旅行業者の関与が疑われる場合は、観光庁に通報、立ち入り検査等旅行業法に基づいた対応が取られます。

II. 自治体等に対する措置

貸切バス事業者が、下限割れ運賃に基づく落札を行い、届出運賃違反で行政処分を受けた場合は、地方自治体の長に対し、当該事業者の違反事実を通報すると共に、地方自治法第245条の4に基づき、入札制度の改善を求める助言を行います。

(平成26年2月6日 総務省自治行政局に説明済み)